

富田幼稚園 重要事項説明書 (令和4年4月1日現在)

教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 運営主体

名称	白浜町
代表者氏名	白浜町長 井潤 誠
所在地	和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
電話番号	0739-43-5555

2. 施設の概要

施設の種類	幼稚園
施設の名称	富田幼稚園
施設の所在地	和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵52番地の1
連絡先	電 話 0739-45-0045 FAX 0739-45-0045
管理者	園 長 森本 真司 現場責任者 しらとり保育園長 園田 由美子
対象児童	教育基本法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、教育を希望する小学校就学前児童
利用定員	1号認定(満3歳以上) 45人
開設年月日	昭和32年10月1日

3. 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、教育を行うことを目的とします。

(1) 教育目標「健やかで心豊かな子どもを育てる」

- ①元気な子ども
- ②自分のことは自分でする子ども
- ③力いっぱい遊べる子ども
- ④考えてつくりだす子ども

以上を目指す子どもの姿とし、幼児教育を図ります。

(2) 安全で安心できる生活の場・環境を整え、子どもが自己を十分発揮できるよう、養護と教育を一体的に行い、子どもの発達を援助していくことに努めます。

(3) 家庭との連携を図りながら、保護者への支援及び地域の子育て支援の輪を広げていきます。

(4) 幼稚園、保育園の一元化について

白浜町幼児教育基本方針により、幼稚園と保育園の機能を統合し、同一の教育及び保育内容のもと、当園においては3歳児・4歳児・5歳児について一体的な運営を行います。

4. 施設・設備等の概要

敷地面積	1 1 4 5 . 2 9 m ² (保育園部分含：3 4 2 9 . 0 0 m ²)
園庭	4 0 0 . 0 0 m ² (保育園部分含：2 4 2 5 . 2 5 m ²)
園舎	鉄骨造鋼板葺一部2階建 延べ面積 4 7 8 . 8 4 m ² (保育園部分含：1 4 3 3 . 6 6 m ²)
設備	保育室 3室、遊戯室 1室、調理室 1室、事務室 1室

5. 職員体制 (職員の職種及び員数)

職種	人数	備考
園長	1	教育委員会次長補佐兼務
教諭	3	

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
教諭	正規の勤務時間帯 8 : 1 5 ~ 1 7 : 0 0

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6. 教育の提供を行う日

開所日	月曜日～金曜日
開所時間	8時15分～13時30分まで 但し、水曜日は11時30分まで
休園日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 夏季休園 7月21日～8月31日 冬季休園 12月21日～1月4日 春季休園 3月20日～4月5日

※但し、土・日・祝日等で日程変更する場合があります。

7. 教育を提供する時間及び利用時間

教育標準時間認定を受けている方は、8時15分から13時30分までの範囲内で、教育を必要とする時間となります。

8. 提供する教育の内容

幼稚園教育要領（平成29年3月31日文部科学省告示第62号）を踏まえ、以下の教育その他の便宜の提供を行います。

（1）教育の提供

上記7に記載する時間において教育の提供をします。

（2）送迎

保護者送迎（送迎者を把握するために、保護者以外の方が来る場合は連絡を頂くこととします。）

9. 食事の提供

（1）児童の年齢に応じて、以下の時間帯に食事の提供を行います。

ただし、園行事により曜日が変わる場合があります。

調理業務については、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に業務委託しています。

	昼食時間	提供日	備考
3歳児	11時15分頃	月曜日、火曜日、 木曜日、金曜日	
4歳児	11時15分頃		
5歳児	11時30分頃		

※毎月献立表を別途配布します。

（2）アレルギー対応状況

食物アレルギー疾患について配慮が必要な場合ご相談ください。

主治医記載による生活管理指導表を当園に提出していただき、生活管理指導表の記載に基づき、当園で可能なものは除去食・代替食で対応します。

（3）その他

月1回お弁当の日があります。

10. 利用者負担その他の費用の種類

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（幼稚園授業料）

幼児教育・保育の無償化制度により無償となります。

(2) 教育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) の利用者負担額のほかに、下記に掲げる費用を当園へお支払いいただきます。
お支払い方法については、別途お知らせします。

保護者会費	月額 600円	
主食費	月額 400円	
副食費	月額 2,900円	※世帯・所得により免除の場合 有り
絵本代	月額 440円	※種類により金額変動有り
教材費	月額 400円	

11. 利用の開始について

募集要項に基づき当園へ入所申し込みをし、市町村から1号認定を受けた場合に教育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

以下の場合には教育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 保護者から利用の終了の申し出があった場合
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 緊急時等の対応

園児に体調の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに保護者に連絡をし、必要があれば医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行います。

14. 非常災害対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画及び非常災害対策計画により対応します。
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は毎月1回実施します。
防犯訓練	防犯訓練は年1回以上実施します。

防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
防犯設備	セキュリティシステム

15. 要望・苦情等に関する窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	受付担当者 しらとり保育園 園長又は主任保育士 利用時間 月曜日～金曜日 午前8時15分～午後4時15分 電話番号 0739-45-0045 FAX 0739-45-0045 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	主任児童委員：下浦 和子 氏 ・ 民生児童委員：七瀬 恵子 氏

16. 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科・小児科

医療機関の名称	白浜はまゆう病院
医院長名又は医師名	古久保 和洋
所在地	西牟婁郡白浜町1447番地
電話番号	0739-43-6200

(2) 歯科

医療機関の名称	堅田歯科医院
医院長名又は医師名	堅田 眞弘
所在地	西牟婁郡白浜町堅田2051番地の1
電話番号	0739-43-0811

(3) 眼科

年1回眼科検診を依頼しています。

医療機関の名称	南たなべ眼科医院
所在地	田辺市たきない町19番地の16
電話番号	0739-23-3730

(4) 薬剤師

医療機関の名称	アトム調剤薬局
医院長又は薬剤師名	尾原 崇
所在地	西牟婁郡白浜町堅田765番地の1
電話番号	0739-45-8475

17. 保険

以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付制度
保険の内容	当園の管理下で、児童又は幼児の災害が発生した時に、災害共済給付を行う互助共済制度
保険金額（補償限度額）	独立行政法人日本スポーツ振興センターの規定により

18. 虐待の防止のための措置に関する事項

当園では、子どもの人権の擁護及び職員による園児への虐待防止のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

19. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
----	-----------------

20. その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおり等において提示するものとします。

当園における教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

幼稚園名 : 富田幼稚園

説明者職名 : 氏名 :

私は、本書面に基づいて富田幼稚園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意します。

また、個人情報の使用について、下記のとおり使用することに同意します。

令和 年 月 日

保護者住所:.....

児童氏名:.....

保護者氏名:.....[㊞]

児童から見た続柄:.....

個人情報使用同意書

貴園への入園にあたり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

○小学校等への円滑な移行が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校等及び関係部署（民生課・教育委員会・住民保健課等）との間で情報を共有すること。

○他の幼稚園等へ転園する場合、その他きょうだい別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

○緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

○幼稚園等で撮影した園児の写真について、広報活動や報道機関への取材に使う場合などは、園児の顔が特定されるものについては、個別に保護者の了承を取りますが、それ以外の園児の顔等が特定されない写真などは、園の判断で使用すること。